破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４０６号
釧路市緑ケ岡２丁目10番11号岩井剛方、住民票上の住所釧路市文苑４丁目50番18号岩井満子方
破産者　おそうじ本舗豊川インター店、株式会社創美ハウスサービスこと　岩井　　一
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１７５９号
福岡市博多区博多駅前３丁目21番４号
破産者　株式会社昭和
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３３５３号
福岡県古賀市青柳町140番地35
破産者　野田組有限会社
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第３６０４号
福岡市中央区桜坂３丁目８番40号
破産者　有限会社二丈商事
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第５８７号
熊本市谷尾崎町1101番地２
破産者　北本　憲治
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１２６２号
熊本市上熊本２丁目２番24コアマンション藤崎台802号、開始決定時の住所熊本市龍田２丁目27番47号
破産者　後生川　寛
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１８６１号
宮城県岩沼市松ケ丘３丁目８番地の１　県営住宅626号、従前の住所宮城県岩沼市松ヶ丘３丁目11番地の９―103
破産者　海谷　潤子
1　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
2　一般調査期日　平成22年７月16日午前10時
平成22年４月23日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３７１０号
岐阜県土岐市泉梅ノ木町２丁目50番地の１
破産者　大脇　憲二
1　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
2　一般調査期日　平成22年７月22日午前11時30分
平成22年４月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８号
広島県三次市十日市南３丁目13番22号
破産者　金沢荘柱こと　金　　荘柱
1　破産債権の届出期間　平成22年５月28日まで
2　一般調査期日　平成22年８月６日午後１時30分
平成22年４月23日　広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３４号
宮崎市清武町池田台23番地２
破産者　二宮　隆徳
1　破産債権の届出期間　平成22年５月28日まで
2　一般調査期日　平成22年６月29日午前11時
平成22年４月23日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第８９号
京都府福知山市字牧908番地の18
破産者　岡井　　裕
1　破産債権の届出期間　平成22年６月11日まで
2　一般調査期日　平成22年９月10日午後１時30分
平成22年４月26日
京都地方裁判所福知山支部破産係

破産債権の特別調査期間

平成２０年（フ）第１７１４号
福岡市博多区山王２丁目７番31号
破産者　株式会社不二商会
特別調査期間　平成22年５月19日から平成22年５月26日まで
平成22年４月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２８７１号
福岡県太宰府市大字国分271番地１、旧住所福岡県大野城市大城１丁目２番12号
破産者　鬼塚　安穏
特別調査期間　平成22年５月25日から平成22年６月１日まで
平成22年４月20日
福岡地方裁判所第４民事部

破産管財人変更

平成２１年（フ）第６４５号
石川県かほく市白尾リ31番地
破産者　桶作　昌弘
破産管財人　浦田　一代が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　山村　三信
平成22年４月19日　　金沢地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第１００９６号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番19号
破産者　寺内由起已
1　期日　平成22年６月３日午後３時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年４月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６１号
大阪市此花区高見１丁目７番16―1306号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市潮江１丁目15番３―607号
破産者　鍋島ユカリ
1　期日　平成22年６月14日午後３時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年４月20日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第９６３９号
大阪府茨木市西豊川町22番32号
破産者　有限会社佐藤配送
異議申述期間　平成22年６月18日まで
平成22年４月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６４０号
大阪府箕面市粟生間谷東５丁目15番４号
破産者　被相続人亡佐藤時夫相続財産
異議申述期間　平成22年６月18日まで
平成22年４月23日
大阪地方裁判所第６民事部